

第3 計画の推進

1 理解と交流の拡大

(1) 啓発・広報

障がい者に対する正しい理解と認識を深めるため、様々な行事や広報活動等を通じて住民への啓発・広報を積極的に行い、障がい者の閉じこもり防止などに取り組むとともに、障がい者のための多様な情報提供に努めます。

① 障がい者への理解の促進

◇ 交流機会の拡大

各種事業や地域での交流体験、ボランティア活動への参加を通じ、障がいのある人とない人とが相互に交流し、理解を深める機会の充実に努めます。

◇ 広報活動の推進

「広報こしみず」や「町ホームページ」、「社協だより」、「ボランティア通信」などを活用した啓発広報活動を充実するとともに、啓発パンフレットの作成などによる情報提供に努めます。

◇ 講演会等の実施

地域生活支援事業における理解促進研修・啓発事業を活用した講演会等の実施により、障がい者に対する住民の理解を深めます。

② 情報提供の充実

◇ 障がい者等の特性に配慮した情報提供

障がい者等の特性に配慮した障がい者の身近な情報提供手段として、福祉サービス事業所の情報を提供するなど、多様な情報提供に努めるとともに、わかりやすい情報提供の仕組みづくりを推進し、情報格差の解消に努めます。

(2) 地域福祉・ボランティア

すべての町民が住み慣れた家庭や地域で支え合い、共に暮らしていくことができる社会的支援システムとして地域福祉の充実に図り、障がいのある人のニーズに合ったボランティア活動を促進します。

① 地域福祉活動の推進

◇ 地域福祉活動の推進

地域における福祉活動の中心である社会福祉協議会への支援・連携を強化し、民生児童委員、各種相談員、企業、自治会等の協力を得ながら、地域住民による相互の助け合い運動、交流の場づくりなどを行う小地域ネットワークづくりや地域福祉

活動拠点の整備・充実に努めます。

② ボランティア活動の促進

◇ ボランティアセンター活動の支援

ボランティア活動推進の拠点であるボランティアセンターが行う様々な相談への対応や地域福祉ニーズの把握、ボランティアの登録、斡旋などの活動を支援します。

◇ ボランティアの育成・活動の支援

社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成研修を実施し、ボランティアの育成と発掘及び障がい者自らが参加する機会の充実を行うほか、ボランティアリーダーの養成に努めます。

また、ボランティア活動に対する情報提供の充実や活動が行いやすい環境を整え、障がいのある人のニーズに合ったボランティア活動への支援に努めます。

◇ ボランティア休暇導入の促進

地域におけるボランティア活動の促進を図るため、町職員へのボランティア休暇制度の周知や、町内企業に対して導入の働きかけを行います。

(3) 社会参加

障がいのある人が様々な人との交流を通して、障がいのある人への理解を深め、共に暮らしていくことができる地域社会の実現に向け、障がい者の社会参加を容易にするための条件整備やスポーツ・文化活動などへの社会参加を促進します。

① 社会参加の促進

◇ コミュニケーション手段の確保

視覚・聴覚障がい者等の意志疎通の円滑化を図るため、コミュニケーション支援事業の充実を図ります。

また、公益社団法人北海道ろうあ連盟との連携を図り、ネットワークづくりを支援するとともに、手話通訳者、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約奉仕員養成研修会開催への支援を行い、障がいへの理解と人材育成を図ります。

◇ 地域生活支援事業の充実

在宅障がい者のニーズに応じた地域生活支援事業の充実を図るとともに、福祉サービスの利用を通して障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

また、福祉サービス提供事業所の活動を支援し基盤整備の充実を図ります。

◇ スポーツ・レクリエーション及び文化活動

障がい者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室、障がい者スポーツ指導員の養成・研修、障がい者スポーツ大会への参加など、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の支援を図ります。

また、文化教室やレクリエーション指導員の養成講習への参加にかかる支援、作品の展示・販売場所の提供など、障がい者が文化芸術に親しむ機会の拡大を図ります。

2 生活支援の充実

(1) 相談体制

障がい者やその家族からの多様なニーズや福祉に関する悩み事の相談に、的確・迅速に対応できるよう相談体制を充実し、自らの権利を守ることが困難な障がい者の人権を保障し、主体的な生活への援助を行う支援体制の強化を図ります。

① 相談体制の整備

◇ 総合相談窓口の強化

障がい者やその家族から寄せられる様々な相談等に総合的に対応するため、地域包括支援センターに設置されている総合窓口を活用し、関係機関やサービス提供事業所、相談機関等とのネットワーク化や生活全般にわたるニーズと社会資源の活用調整を図るケアマネジメント機能を強化します。

また、平成24年度より実施されている計画相談支援、障がい児相談支援について、サービス等利用計画作成対象者の拡大に対応したサービス提供体制の確保を図ります。

◇ 各種相談員の配置

障害者相談員や民生児童委員など、障がい者の身近な相談者を適正配置するとともに、各相談員の研修機会の拡大を図ります。

◇ 障がい者の権利擁護にかかる相談

自己決定が困難である障がい者のサービス選択や手続きに関する相談支援の強化を図り、本人の人権を保障し自ら選択した主体的な生活ができるよう支援をしていくために、権利擁護を推進します。

また、権利擁護推進の一環として、成年後見制度の周知及び活用を促進します。

さらに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待防止のための体制整備を推進します。

(2) 疾病の予防と早期発見

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、乳幼児期から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じた各種健康診査、保健指導・相談等の充実を図ります。

① 疾病の予防と早期発見の推進

◇ 乳幼児期における予防と早期発見

乳幼児期における疾病の予防や早期発見を推進するため、妊産婦や乳幼児に対する訪問指導や栄養指導、各種健康診査の一層の充実を図ります。

◇ 生活習慣病等の予防と早期発見

各年代に応じた健康診査や各種検診の充実と受診率の向上を図り、脳卒中・心臓病・がんなどの生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見を図ります。

また、健康教育・相談やパンフレットなどの広報事業の実施により、生活習慣病等の予防などに関する正しい知識の普及と意識の高揚に努めます。

(3) 在宅サービス

障がい者が住み慣れた地域において、自らの能力と適性に応じ自立した在宅生活を送ることができ、合わせて家族の介護等の負担を軽減するため、関係機関等との連携を強化し、保健・医療・福祉にかかる在宅サービスの一層の充実を図ります。

① 保健・医療サービスの充実

◇ 健康づくりの推進

家庭訪問による個別指導や個別健康相談を実施し、在宅ケアの充実を図るとともに、生涯学習を通して、生活習慣の改善指導や運動不足の解消など関係分野の連携の下、健康づくり教育を推進します。

◇ 精神保健の充実

精神障がい者に対する正しい知識の普及と地域の理解を図るため、関係機関との連携を図り、精神障がいの治療、社会復帰のための相談や家庭訪問を実施し、自立に向けた支援に努めます。

◇ 難病患者等への支援

難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、関係機関との連携を図り、家庭訪問の実施により患者のニーズ把握、個別支援の推進に努めます。

◇ 自立支援医療の提供

総合支援法に基づく自立支援医療制度の周知を図り、適切な情報提供を行います。

② 障がい福祉サービスの充実

◇ 援助・支援サービスの充実

障がい者や家族のニーズに柔軟に対応し、地域で共に支え合い、自立した日常生活がでる支援体制の充実を図るため、相談支援体制の基盤強化やサービス提供事業所の確保、相談支援を含む地域生活支援事業の充実に努めます。

また、日常生活用具や補装具の給付をはじめとする既存サービスの充実、各種手当や助成制度の周知及び利用促進を図り、自立と社会生活を支援します。

3 教育と早期療育の推進

(1) 障がい児療育

在宅で心身に障がいのある子どもが、可能な限り家庭に生活の基盤をおきながら療育が受けられるように、障がい児早期療育システムの推進を図り、障がいのある子どもも将来地域で自立した生活を送ることができる体制の整備に努めます。

① 障がい児早期療育システムの推進

◇ 子ども通園センターの活用

障がい児一人ひとりが日常的に必要な療育や相談・指導を受けられるよう、障がい児療育の拠点である子ども通園センターの活用を図り、障がいの早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

◇ 関係機関との連携強化

専門性の高い療育ニーズに対応するため、子ども発達支援センターと連携を図り、子どもや家族の支援を進めるとともに、医療機関・保育所・幼稚園・学校・児童相談所・保健所などの関係機関との連携強化に努めます。

◇ 研修の充実

障がい児療育に携わる関係者の一層の資質向上を図るため、斜里地域子ども通園センターと連携し、研修制度への支援を図ります。

(2) 教育

障がいの状態や発達段階に応じた適切な教育を行い、障がいのある子どもたちが持っている可能性を最大限に伸ばし、社会で生きていくためのルールやマナーの理解に努めます。

また、自立の能力を伸ばし、心豊かな子どもの育成を目指した教育の充実を図るとともに、障がいに対する地域の人々の正しい理解と認識を深めます。

① 相談・指導体制の充実

◇ 就学指導等の充実

障がいのある児童・生徒や保護者の意向及び障がいの状況等を踏まえ、適切な就学相談や就学指導の充実に努めます。

◇ 進路指導の充実

義務教育修了後の障がいのある生徒の進路が確保されるよう、関係機関と一層の連携を図り、進路指導の充実に努めます。

② 障がい児教育の推進

◇ 教育環境の充実

「小清水町特別支援教育連携協議会」の活用により、発達障がいなどの障がい種別の多様化への対応を図り、障がいのある児童・生徒一人ひとりが、障がいの種別・程度・能力・適性等に応じた適切な教育を受けられるよう教育環境の整備に努めるとともに、教職員の資質の向上のための研修体制を整備します。

③ 交流教育等の推進

◇ 交流教育機会の充実

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が、体験的な学習などを通して互いに理解を深めるよう、交流教育の機会を充実します。

◇ 日中活動の場の体制整備

障がい児の日中における活動の場を提供し、日常的に介護をする家族の一時的な休息の場を確保するとともに、家族の就労を支援し地域で安心して生活できるよう、日中活動の場の体制整備を支援します。

4 雇用と就労の充実

(1) 雇用

障がい者がその適性と能力を発揮して可能な限り雇用の場に就くことを支援し、経済的な自立と社会的な自立を促進し、また、自らの活動の場を広げるために、働く場の確保と条件整備に努めます。

① 雇用・就労の促進

◇ 障がい者雇用の促進

町は、率先して障がい者の雇用を進めるよう努めるとともに、町内事業主に対して、障がい者雇用に関する各種助成制度の周知や障がい者雇用率制度の達成について要請するなど、障がい者の適正や能力に応じた就業機会の確保に努めます。

また、就労が困難な障がい者については、日中活動系サービス利用を支援します。

◇ 就労支援の充実

ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、障がい者職業能力開発校等と連携を図り、就労を希望する障がい者への就労を支援するとともに、就労に役立つ資格取得を推進します。

◇ 各種制度の周知

障がい者の就労と社会参加を容易にするため、自動車改造費の助成、生活福祉資金貸付制度など、各種助成及び貸付制度の周知を図ります。

◇ 職親制度の活用

障がい者の就労の促進と社会復帰の支援のため、職親制度の活用を図ります。

(2) 就労の場

障がい者の意欲や能力に応じた就労が可能となるよう、地域活動支援センターを含めた多様な就労の場の確保を図り、障がい者就業・生活支援センターやサービス提供事業所との連携を強化し、障がい者の就労を支援します。

① 福祉的就労の促進

◇ 福祉的就労の支援

一般企業への雇用が困難である障がい者に対し、就労支援施設における福祉的就労を支援します。

◇ 高等養護学校との連携

高等養護学校卒業見込み者の進路の把握に努め、在学中の職場実習等の段階から福祉サービスが利用できるよう学校との連携を図り、卒業後の就労に向けた支援をします。

◇ 優先調達促進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「優先調達法」という。）に基づき、特定随意契約の規程を定め、障がい者就労施設等からの物品の調達に努めます。

◇ 障がい者就労支援事業所の整備

障がいのある人が町内で安心して暮らせるように、障がい者の就労の受け皿と体制の構築に向け、関係機関等との連携により、障がい者就労支援事業所の整備を目指します。

5 生活環境の整備

(1) 住まい

障がいのある人が障がいのない人と同じように、地域の一員として生き生きと安心して生活できる住まいづくりを推進し、障がい者の地域での自立生活や社会生活を支援します。

また、施設入所者の地域生活への移行に必要な情報提供とサービス基盤の整備に努めます。

① 住宅等の整備

◇ 町営住宅の整備等

段差の解消や手すりの設置など、引き続き障がい者や高齢者の利用に配慮した整備に努めます。

◇ 住宅改善の支援

障がいの状況に応じた適切な住宅改造が可能となるよう、相談体制の充実及び住宅改修の助成制度を充実するなど、住宅改善のための支援に努めます。

(2) 福祉環境

障がい者が住み慣れた地域の中で快適に生活できるように、多くの人が利用する公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、障がい者の安全な暮らしの確保を図ります。

① 福祉のまちづくりの推進

◇ 福祉のまちづくりの推進

「北海道福祉のまちづくり条例」の内容や支援及び助成措置などの普及啓発に努め、障がい者や高齢者等の利用に配慮したまちづくりを推進します。

◇ バリアフリー化の推進

役場庁舎・図書館・学校等の公共施設について、障がい者に配慮した整備や改善に努めます。

◇ 公園の整備

公園の整備にあたっては、障がい者の利用を考慮した整備に努めます。

② 移動・交通対策の推進

◇ 移動ニーズへの支援

障がい者の外出時の円滑な移動を容易にするため、地域生活支援事業の充実を図るとともに、高齢者等タクシー利用給付事業の推進やヘルパーの養成など、移動支援策の充実を努め、社会参加の促進を図ります。

◇ 歩行空間の整備

障がい者にとって安全で快適な歩行空間を確保するため、占拠物の除去や歩道の整備等に努めます。

◇ 除雪サービスの充実

冬期間における障がい者の移動や生活への安心感の確保のため、除雪サービスの充実を努めます。

③ 防犯・防災対策の充実

◇ 防犯・防災に関する情報提供等の充実

広報誌の発行、パンフレットの作成、障がい者に配慮した地域防災マップの作成や「こしみず情報メール」の活用により、障がい者に対する防犯・防災知識の普及や情報提供の充実に努めます。

また、緊急通報システムの整備、救急医療情報キットの活用、聴覚障がい者へのファクシミリ設置により、緊急時の情報伝達の充実に努めます。

◇ 地域防災体制の確立

障がい者が安心して暮らせる環境を確保するため、火災や地震などの災害時に地域住民が自主防災組織等を通じ協力して防災活動を行えるように、平時より障がい者等自力避難の困難な者（避難行動要支援者）の現況把握に努め、名簿の作成・更新を定期的実施し、災害時の避難行動要支援者の安全確保に努めます。